

# 「いじめ防止基本方針」

## 英明高等学校

平成26年4月1日策定

平成29年4月1日改定

平成30年4月1日改定

令和2年版

# 目 次

1. 策定の目的といじめの定義
  - (1) 目的
  - (2) いじめの定義
2. いじめ防止の基本的な考え方
  - (1) 「いじめ問題」への認識
  - (2) 「いじめ問題」への指導方針
  - (3) 「いじめ問題」への対応
3. いじめ防止の指導体制
  - (1) 名称
  - (2) 構成員
  - (3) 役割およびいじめに関する組織的対応の流れ
4. いじめ防止対策年間計画
5. いじめ防止の基本的な対策
  - (1) 未然防止の取り組み
  - (2) 早期発見の取り組み
  - (3) 教職員の研修
6. いじめに対する措置
  - (1) 早期対応
  - (2) 正確な事態確認と情報の共有
  - (3) 指導体制、方針の決定
  - (4) 生徒への指導・支援
  - (5) 保護者との連携
  - (6) 今後の対応
  - (7) インターネット上のいじめへの対応
  - (8) 重大事態への対応
  - (9) いじめの「解消」
7. その他の留意事項

## 1. 策定の目的といじめの定義

### (1) 目的

学校教育において、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっている。近年の急速な情報技術の発展により、インターネットへの動画の投稿、SNSへの他人を誹謗中傷する書き込みなど、新たないじめ問題が生じている。いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権にかかわる重大な問題である。

このような情勢に鑑み、教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、組織的に「いじめ問題」に取り組むことが求められている。

ここに、いじめ防止対策推進法に基づき、「いじめ防止基本方針」を策定することにより、いじめの防止及びその対応策等を適切に推進し、生徒の健全な育成を図るものとする。

### (2) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう（いじめ防止対策推進法第2条）

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをしつこく繰り返し言われる
- ・意図的に仲間外れ・集団による無視をされる
- ・わざと、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より）

## 2. いじめ防止の基本的な考え方

「いじめ問題」に取り組むにあたり、本校の生徒の実態や生徒指導上の課題について確認し、組織的かつ計画的にいじめのない学校を構築するため、本校教職員および関係者の共通理解のさらなる徹底を図るものとする。

### (1) 「いじめ問題」への認識

- ① いじめは人間として絶対に許されない行為であり、いじめを受けた生徒は教育を受ける権利を著しく侵害される。また、心身の健全な成長や人格の形成に深刻な影響を及ぼし、生命さえも奪いかねない人権にかかわる重大な問題である。
- ② いじめは加害者、被害者のみならず、すべての生徒や関係者に関わる問題である。

## (2) 「いじめ問題」への指導方針

- ① 「いじめは絶対に許されない」との毅然とした態度で、いじめられている生徒の立場に立って指導する。
- ② すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように指導する。また、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるということを、すべての生徒に徹底して理解させる。
- ③ いじめ問題への対応は、教職員の当該生徒に対する生徒観や指導のあり方が問われる問題であり、望ましい集団づくりとあわせて生徒一人ひとりの個性に応じた指導の徹底やいじめをなくそうとする意識を育む指導をすることが重要である。

## (3) 「いじめ問題」への対応

- ① いじめの防止については、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、校内外を問わず、いじめが行われないことをめざして行う。
- ② いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むことなくいじめに係る情報を共有し、学校全体として組織的に対応することが必要である。
- ③ 家庭と連携を取りながら、深刻な事態を回避するためには、警察等関係諸機関と早期の連携が不可欠となることも十分認識して取り組む。
- ④ 保護者等にいじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、「いじめ防止基本方針」をホームページに掲載し、容易に確認できるように措置を講ずるとともに、入学時や年度当初に内容を説明する。

## 3. いじめ防止の指導体制

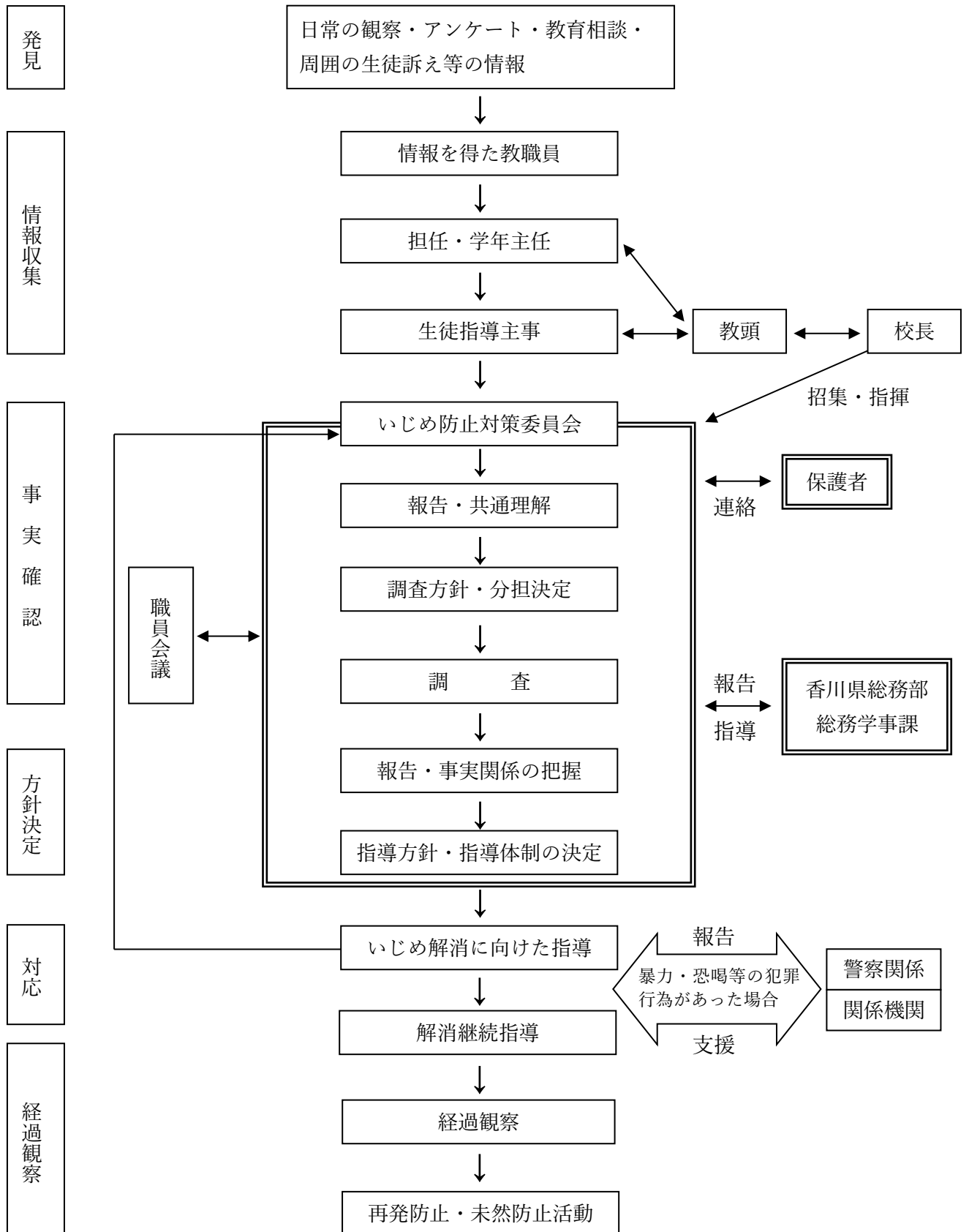
### (1) 名称「いじめ防止対策委員会」

- (2) 構成員
- |     |        |        |      |            |  |
|-----|--------|--------|------|------------|--|
| 委員長 | 校長     |        |      |            |  |
| 委員  | 教頭     | 生徒指導主事 | 学年主任 | 人権・同和教育主任  |  |
|     | 教育相談主任 | 養護教諭   | 学級担任 | スクールカウンセラー |  |

### (3) 役割

- ① いじめの未然防止
- ② いじめの対応
- ③ 教職員の資質向上のための校内研修
- ④ 年間計画の企画と実施、進捗状況チェック
- ⑤ 各取り組みの有効性のチェック
- ⑥ 「いじめ防止基本方針」の改訂

## いじめに関する組織的対応の流れ



#### 4. いじめ防止対策年間計画

いじめの未然防止や早期発見のために、年間指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組むことが必要である。

#### いじめ防止対策年間計画

|                | 学校行事   | 未然防止の取組  | 早期発見の取組   | 職員会議等   |
|----------------|--|--|---|---|
| 4月             | 始業式<br>入学式<br>新入生オリエンテーション<br>生徒会オリエンテーション<br>遠足 | 始業式講話<br>いじめ防止基本方針周知<br>学級・学年関係づくり   | 個人面談(生徒)  | 第1回いじめ防止対策委員会<br>いじめ防止研修①(職員会議)   |
| 5月             | PTA総会<br>1学期中間試験<br>交通安全教室<br>いのちの講演             | PTA総会・学級懇談会  | 第1回中高生徒指導連絡協議会  | 生徒指導連絡会<br>(中高連絡協議会報告)  |
| 6月             | 高校総体<br>生徒会役員選挙<br>スマホ・ケータイ安全教室                  | 人権・同和教育LHR   |   | いじめ防止研修会②(現職教育)   |
| 対人関係の意識調査(1回目) |  |  |   |   |
| 7月             | 1学期期末試験<br>クラスマッチ                                | 終業式講話  | 学級懇談会<br>(生徒・保護者)   | 生徒指導連絡会   |
| 8月             | 学級懇談会<br>終業式                                     |  |   |   |
| 9月             | 始業式<br>英明祭                                       | 始業式講話<br>人権・同和教育LHR  |   | 部活動顧問会議   |
| 10月            | 体育祭<br>2学期中間試験                                   | マナー教育LHR   | 第2回中高生徒指導連絡協議会  | 生徒指導連絡会<br>(中高連絡協議会報告)  |
| 対人関係の意識調査(2回目) |  |  |   |   |
| 11月            | 薬物乱用防止教室   |  | 個人面談(生徒)  |   |
| 12月            | 2学期期末試験<br>学級懇談会<br>終業式                          | 終業式講話  | 学級懇談会<br>(生徒・保護者)   | 生徒指導連絡会<br>いじめ防止研修会③(現職教育)  |
| 1月             | 始業式<br>寒中行事                                      | 始業式講話<br>マナー教育LHR  |   |   |
| 2月             | 防煙教室   | 人権・同和教育LHR   |   | 生徒指導連絡会<br>いじめ防止研修④(職員会議)<br>第2回いじめ防止対策委員会  |
| 3月             | 学年末試験<br>交通安全教室<br>終業式<br>新入生周知会                 | 終業式講話<br>新入生周知会講話  |   |   |
| 年間通じて実施        |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習指導や進路指導の充実</li> <li>・相互尊重しあえる人間関係づくり</li> <li>・情報モラルに関する指導</li> <li>・インターネットパトロール</li> <li>・自尊感情や自己肯定感を育む指導</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒と関わる時間の拡大</li> <li>・生徒との信頼関係の醸成</li> <li>・いじめを見抜く感性を磨く</li> <li>・保護者との連携</li> <li>・教育相談体制の充実</li> <li>・教職員間の情報共有</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめについての共通理解</li> <li>・生徒の状況等の情報共有</li> <li>・いじめ防止の組織づくり</li> </ul> |

## 5. いじめ防止の基本的な対策

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、「いじめ防止対策年間計画」に基づき、「未然防止」「早期発見」「教職員の研修」等に取り組む。また、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。

### (1) 未然防止の取り組み

生徒をいじめに向かわせないために、すべての教職員が学校のあらゆる教育活動を通じて以下の点に留意し、いじめの未然防止に取り組む。

- ① 自ら考える人材の育成をめざし、すべての生徒に対して、個々に応じたきめ細やかな学習指導や生活指導を充実させる。
- ② すべての生徒が集団の一員としての自覚や自信を持ち、相互に認め合える人間関係や学級づくり、社会性の育成などに努める。
- ③ すべての生徒が、授業や行事の中で主体的に活動できる場面の設定を心掛け、生徒の自尊感情や自己肯定感を育む指導に努める。
- ④ 携帯電話・スマートフォン等やインターネットを通じたいじめ問題に対しても積極的に取り組むとともに、情報モラルを育成する。
- ⑤ 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり他の生徒によるいじめを助長したりしないよう、指導のあり方には細心の注意を払う。

### (2) 早期発見の取り組み

- ① 休み時間や昼休み、放課後等に生徒と過ごす機会を積極的に設け、日常的な観察を通していじめを見抜く鋭い感性を身につけ、いじめの早期発見に努める。
- ② 実態に応じて随時、個人懇談やアンケート調査等を実施し、いじめの早期発見に努める。
- ③ 生徒や保護者が抵抗なくいじめについて相談できるよう、日頃から全職員が相談しやすい雰囲気や信頼関係を築いておくようにする。
- ④ 生徒の変化に気づきながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりせず、迅速に対応する。
- ⑤ 個人面談や教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取り扱いは個人情報保護法に沿って適切に管理する。
- ⑥ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かの判断をする。

### (3) 教職員の研修

いじめへの対応は、全教職員による一致協力体制が必要である。そのため、日頃からいじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、定期的に校内研修や職員会議等で周知を行い、常に教職員全員の共通理解を図っておく。

## 6. いじめに対する措置

いじめを認知した場合は、問題を軽視することなく早期に適切な対応をし、いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先として迅速な指導を行う。

### (1) 早期対応

- ① 解決に向けて一人で抱え込まず、「いじめ防止対策委員会」の対策組織にいじめに係る情報を報告し、学年及び学校全体で組織的に対応する。
- ② いじめられている生徒、いじめを報告した生徒の安全を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目が届く体制を整備する。

### (2) 正確な事態確認と情報の共有

- ① いじめられていると相談に来た生徒や、いじめを報告に来た生徒から話を聞く場合は、他の生徒の目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- ② いじめの事実確認においては、いじている生徒からいじめの行為を行うに至った経緯や心情等について聞き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。
- ③ 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。
- ④ 保護者対応は、複数の教職員（学級担任、学年主任、生徒指導等）で対応し、事実に基づいて慎重に行う。

### (3) 指導体制、方針の決定

- ① 個々のいじめに対する指導のねらいを明確にし、すべての教職員の共通理解を図る。
- ② いじめ防止対策委員会が中心となって、対応する教職員の役割分担を決める。
- ③ いじめが暴力行為や恐喝などの犯罪と認められる場合や生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察や関係諸機関に通報・相談し、連携して対応する。

### (4) 生徒への指導・支援

- ① いじめられた生徒を保護し、つらい気持ちに理解を示し、共感することで心の安定を図る。また、「最後まで守り抜く」ことを伝えて不安を取り除く。
- ② いじめた生徒には、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行う中で、「いじめは絶対に許されない行為である」という人権意識をもたせる。また、教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を与える。

### (5) 保護者との連携

- ① いじめられた生徒の保護者には学校の指導方針を伝え、継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。



- ② いじめた生徒の保護者には正確な事実関係を説明し、「いじめは絶対許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、より良い解決を図るために家庭での指導を依頼する。

#### (6) 今後の対応

- ① いじめが解消したとみられる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- ② いじめられた生徒、いじめた生徒双方に関係機関での相談をすすめるなど心のケアに当たる。
- ③ いじめの発生を契機として、日常的に再発防止・未然防止に努めるとともに、実践計画を立て、いじめのない学級づくりや学校づくりへの取り組みを強化する。

#### (7) インターネット上のいじめへの対応

- ① インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、インターネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。
- ② ネットいじめの早期発見や被害の拡大を未然に防ぐために、インターネットパトロールを積極的に活用し対策を講じる。
- ③ 本校の携帯・スマートフォン等に関する規程やインターネット利用規程にある事項が禁止されている理由を得心させる。
- ④ 生徒のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を管理すべき責任をもつ保護者と連携して取り組む。
- ⑤ インターネット上の不適切な書き込み等があった場合は、速やかに「いじめ防止対策委員会」において対応を協議する。
- ⑥ 書き込みへの対応については、削除依頼等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、書き込まれた生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて法務局や警察等の関係機関と連携して対応する。
- ⑦ 情報モラル教育を進めるために、教科「情報」だけでなく「ケータイ・スマホ安全教室」等の学校行事において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報発信者」として必要な知識・能力・責任について学習する機会を設ける。

#### (8) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに香川県総務部総務学事課に報告するとともに、学校が主体となって、いじめ防止対策委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。

また、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった時は、その時点で学校が重大事態ではないと判断せず、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

重大事態とは以下のものである。

- ・いじめにより生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・いじめにより当該学校に在籍する生徒が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき（いじめ防止対策推進法第28条）

※「相当の期間」・・・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

#### (9) いじめの「解消」

いじめられた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われるものを含む）が止んでいる状態が「相当期間」継続していることをもって、いじめの解消とみなす。相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含めて注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

※「相当の期間」・・・少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要と判断する場合もある。

#### 7. その他の留意事項

- (1) いじめ防止等に実用性の高い取り組みを行うために、本方針が実情に即して効果的に機能しているかについて、いじめ防止対策委員会を中心に点検し、見直しを行う。
- (2) 各学期末にいじめの防止等に関わる反省を行い、その結果に基づいて年間計画の修正を行う。
- (3) 年度末には各種アンケートやいじめの認知件数及びいじめの解決件数、ならびに不登校生徒などの情報を基に、いじめ防止等に関わる具体的な事例をもとに、今年度の取り組みを検証し、次年度の年間計画を策定する。
- (4) 「いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、評価結果を踏まえて、学校におけるいじめの防止等のための取り組みの改善を図る。
- (5) いじめに関するアンケート質問票の原本等である一次資料の保存期間は、最低でも当該生徒が卒業するまでとする。また、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、保管を5年とする。